

新潟県生涯学習協会新会則

(総則)

第一条 この会は、新潟県生涯学習協会という。

第二条 この会は、事務所を新潟市西区平島1301番地に置く。

(目的)

第三条 この会は、社会教育の振興を図り、郷土の発展に貢献するとともに、生涯学習社会の実現に寄与することを目的とする。

(活動)

第四条 この会は、前条の目的を達成するために次の活動を行う。

(1) 郷土の発展に寄与する社会教育活動

(2) 社会教育関係団体等とのネットワーク活動

2 前項の活動を推進するために必要な委員会を設置し、事業を行う。

(会員)

第五条 この会の会員は、次のとおりとする。

(1) 正会員 この会の目的に賛同し、総会で定める会費を納める個人もしくは団体

(2) 賛助会員 この会の目的に賛同し、総会で定める賛助会費を納める個人もしくは団体

2 この会に入会する者は、会費を添えて入会申込書を提出する。

(役員)

第六条 この会に、次の役員をおく。

会長 1名

副会長 2名

委員会委員長 各委員会から1名

第七条 会長、副会長、委員会委員長は総会において選任する。

第八条 会長は、この会を代表し総会および役員会議を招集する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、また欠けたときはその職務を代行する。

3 委員会委員長は、この会則に定めるもののほか、所属委員会を代表して総括し、目的に添った活動の推進に努める。

第九条 役員任期は2年とし、再任をさまたげない。

2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、後任者が就任するまではその職務を行う。

第十条 この会に、顧問をおくことができる。

2 顧問は、役員会の同意を得て会長が委嘱する。

3 顧問は、会長の諮問に応じ、必要に応じて総会等において意見を述べるができる。

4 顧問任期は2年とし、再任をさまたげない。

(事務職員)

第十一条 この会の事務を処理するために事務所を設け、事務局長および事務職員等をおく。

2 事務局長は、役員会が選任し、会長が任命する。

3 事務局の運営その他必要な事項は、別にこれを定める。

(会議)

第十二条 この会の会議は、総会および役員会とする。

第十三条 総会は、年一回以上会長が招集し、この会の重要事項を協議し、決定する。

2 総会の構成員は、正会員および賛助会員とする。

3 臨時総会は、役員会が必要と認めるとき、招集することができる。

4 総会の議長は、構成員の中から選出する。

5 総会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第十四条 役員会は、年2回以上会長が招集し、会の運営等に関することを協議する。

(会計)

第十五条 この会の経費は、会費収入、事業収入およびその他の収入をもって、これにあてる。

第十六条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第十七条 この会の予算および決算は、総会の承認をうける。

(会計監査)

第十八条 収支決算の監査を行うために、会計監査委員をおく。

2 会計監査委員は2名とし、任期は2年とする。

3 会計監査委員は役員会が選任し、総会の承認をうける。

(会則の変更ならびに解散)

第十九条 この会則は、総会において出席者の三分の二以上の議決を経なければ変更することができない。

第二十条 この会の解散は、役員会が提案し、総会において出席者の四分の三以上の議決を得なければならない。

(附則)

1 従来、新潟県生涯学習協会に属した権利および義務の一切は本会で継承する。

2 従来の新潟県生涯学習協会臨時会則は、これを廃止する。

3 この会則は平成27年5月10日より実施する。

4 2年間の運営を経て、この会則等の運用を協議する。

(改正)

1 平成26年10月2日 従来の新潟県生涯学習協会会則を廃止。

2 平成26年10月2日 新潟県生涯学習協会臨時会則を制定。

(運用規定)

1 退会を希望する会員は、退会の連絡を事務局へ行う。

2 退会者の納入会費の返金はしない。

3 現会員で退会申し入れのない場合はそのまま会員として扱う。

5 その年の8月以降の入会者の当該年度会費は半額とする。

6 各委員会の委員は定数を定めず、各委員会ごとに委員長が委嘱し、役員会において報告する。